

函館市家族介護用品給付事業に係る事業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市家族介護用品給付事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、介護者が給付の対象となる介護用品を購入できる事業者（以下「事業者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の資格要件)

第2条 次のいずれかに該当する場合は、登録の申請をすることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (4) 函館市暴力団等排除措置要綱第7条、函館市企業局暴力団等排除措置要綱第7条または函館市病院局暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 本市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者

2 函館市および函館市の隣接地において本店、支店、営業所または出張所（以下「事業所等」という。）を有しており、利用者の利便、その他事業の適正な運営が確保されるものと市長が認めた事業者で、介護用品の販売を行っており、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 函館市の入札参加資格者（有資格業者登録済）であり、かつ介護用品の確保が容易にできること。
- (2) 函館市補装具費の代理受領に係る補装具業者として登録があり、かつ介護用品の確保が容易にできること。
- (3) 函館市の介護保険居宅サービス事業者の福祉用具貸与業者として指定を受け、かつ介護用品の確保が容易にできること。

(4) 申請日時時点で引き続き1年以上その事業を営み、かつ介護用品の確保が容易にできること。

(申請等)

第3条 登録事業者になろうとする者は、別記第1号様式の申請書に以下の各号の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 納税証明書の写し

① 函館市に納税の義務がある場合は、申請日時時点で発行1ヶ月以内の函館市発行の納税証明書の写しを添付すること。ただし、個人事業者が非課税の場合は、課税証明書の写しを添付すること。

② 函館市以外に納税の義務がある場合は、申請日時時点で発行3ヶ月以内の本店所在地管轄の税務署が発行する未納がないという証明書の写しを添付すること。

(2) 第2条(4)の要件により申請を行なおうとする者は、個人は申請日時時点で発行3ヶ月以内の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書の写しを、法人は申請日時時点で発行3ヶ月以内の商業登記簿謄本の写しを添付すること。

(3) 介護用品の取り扱っていることのわかる書類を添付すること。

(4) 店頭で介護用品の引き換えを行う場合は別記第2号様式の登録書を添付すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項に規定する以外の書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、提出された書類の内容を審査のうえ、事業者としての登録を行うものとする。

4 市長は、申請の結果について、申請のあった事業者に対し別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

5 事業者は、登録後に第3条第1項に規定する申請書および添付書類の内容に変更があった場合は、速やかに別記第4号様式の変更届出書を市長に届け出なければならない。

6 事業者としての登録の期間は毎年度3月31日までとし、次年度においても登録事業者になろうとする者は、再度第1項の申請を行うものとする。ただし、同条(2)については申請時点と内容に変更がな

い場合、同条（３）については本年度において事業者として本事業の給付対象者に介護用品を引き換えした実績のある場合は、書類の添付を省略することができる。

（登録の取消等）

第４条 市長は事業者として登録された者が、次のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができる。

（１） 第２条に規定する資格要件を欠いた場合

（２） 不正の手段により登録を受けた場合

（３） 請求に関し不正があった場合

２ 前項各号に定める場合のほか、必要のある場合は市は登録を取り消すことができる。この場合において、市は登録を取り消そうとする30日前までに、事業者へ通知しなければならない

（秘密の保持）

第５条 事業者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）および函館市個人情報の保護に関する規則（令和５年１月19日規則第２号）に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。